

産業廃棄物処理計画書	
令和5年5月30日	
広島市長 様	
提出者	
住所	岡山市北区下石井2-2-5
氏名	セキスイハイム中四国株式会社
	代表取締役 福本 佳史
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	086-235-3322
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	セキスイハイム中四国株式会社 広島支店
事業場の所在地	広島市西区草津新町1-21-35
計画期間	2023年4月1日 ～ 2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	資本金3億円 2022年度売上445億円
③従業員数	769名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

別紙1
(産業廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度 (2022 年度) 実績量
計画：今年度 (2023 年度) 計画量

産業廃棄物の種類	単位:トン/年																				
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
燃え殻																					
汚泥																					
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
廃プラスチック類	25,9525	23,5931									25,9525	23,5931	25,9525	2,35931	9,68	8,95					
紙くず	23,106	21,004									23,106	21,004	2,385	2,1005	20,721	18,837					
木くず	270,1945	245,6313									270,1945	245,6313	270,1945	245,6313	270,1945	245,6313					
雑種くず	2,256	2,05									2,256	2,05	2,256	2,05	0	0					
動植物性残さ																					
動物系固形不棄物																					
ゴムくず																					
金属くず	7,34	6,68									7,35	6,68	0	0	7,34	6,68					
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	68,726	60,66									68,726	60,66	44,399	40,362	7,9	7,19					
飯さい																					
がれき類	587,241	515,67									587,241	515,67	152	138	498,361	451,23					
動物のふん尿																					
動物の死体																					
ばいじん																					
安定型建設混合廃棄物	51,87	46,88									51,87	46,88	0	0	0	0					
合計	1036,696	921,5316	0	0	0	0	0	0	0	0	1036,696	921,958	397,187	451,656	805,5215	738,516	0	0	0	0	0

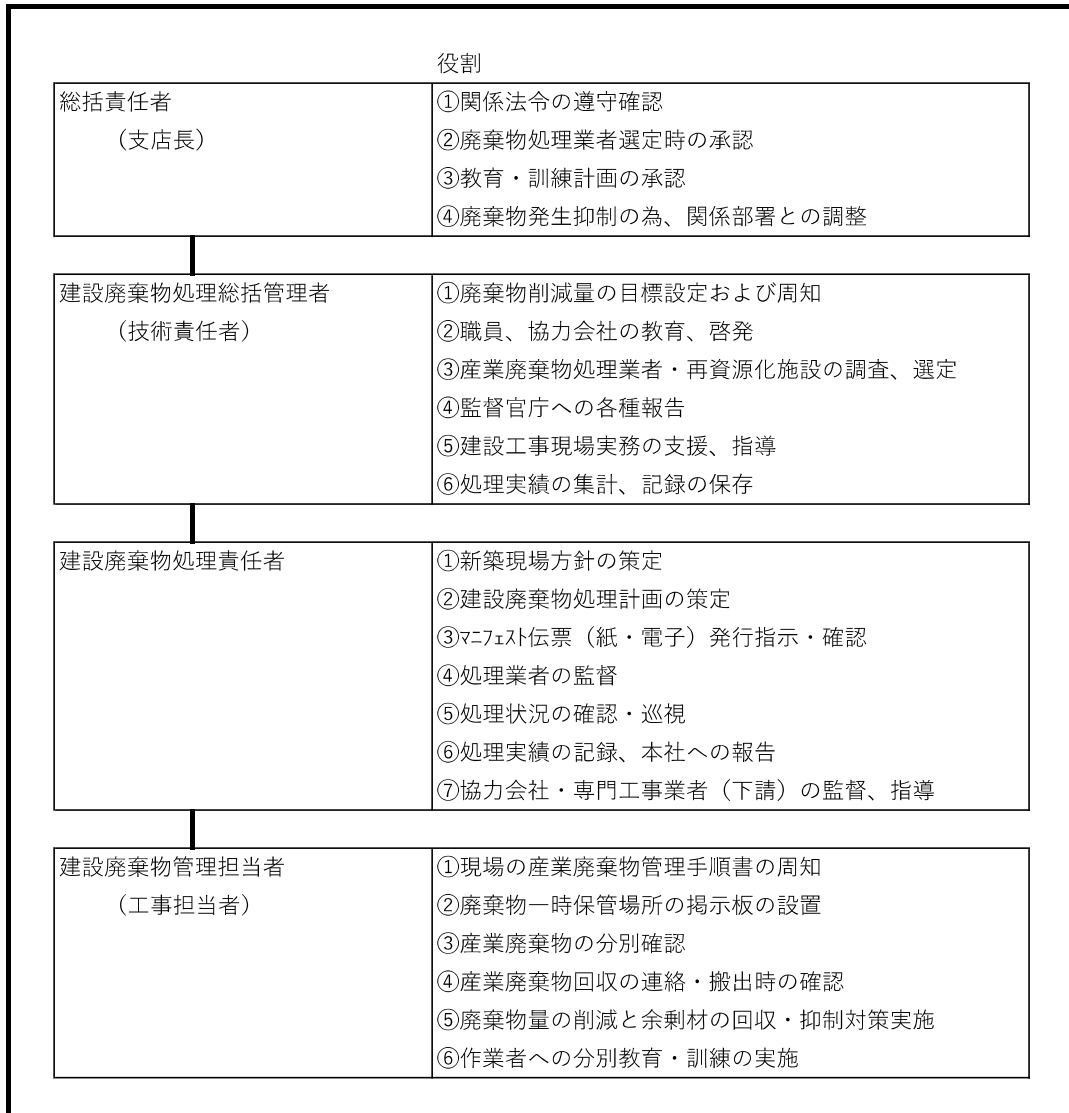
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部材生産工場から出荷する部材量の適正化 ・ 部材生産工場から出荷する梱包仕様の簡素化 ・ 部材生産工場から出荷する梱包、養生材料の通い化 ・ 余剰部材の部材生産工場への返却 ・ 手直し工事の発生抑制
②計画 (今後実施する予定の取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「これまでに実施した取組」のさらなる推進 ・ 部材生産工場以外に手配する部材量の適正化

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分別している産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類 水銀使用製品廃棄物、石綿含有産業廃棄物 ・分別に関する取組 自社の分別基準に沿い分別し指定の袋に入れ敷地内に設置した回収箱に投入する。
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>現状の継続</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>ありません。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>ありません。</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>ありません。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>ありません。</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>ありません。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>ありません。</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>収集運搬業者・中間処分業者・最終処分業者とそれぞれ契約を 交わし、処分ルートを明確にし、(電子)マニフェストによる 確認を実施することとしている。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>委託契約している処分場の巡視を実施</p>